HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	保原喜志夫教授の経歴と業績
Author(s)	道幸, 哲也
Citation	北大法学論集, 49(6), 253-269
Issue Date	1999-03-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15809
Type	bulletin (other)
File Information	49(6)_p253-269.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

保原喜志夫教授の経歴と業績

道幸哲也

保原喜志夫教授は平成一一年三月三一日をもって北海道大学法学部を停年退官される。東京大学法学部助手から昭和四二年四月に新進の助教授として北海道大学法学部に赴任されて以来三二年に亙り本学部に勤務された。その間に、学部、大学院の教育に携わるとともに学部長や評議員として学部の運営に多大の貢献をされた。また、昭和五二年四月に新設された環境科学研究所の社会環境学講座の兼任教授としても研究、教育に携わった。同時に、北海道大学の副学長として大学運営にも豊かな手腕を発揮された。

保原先生は、仙台で生れ育ち仙台第二高等学校、東北大学法学部を経て、東京大学大学院法学研究科において修士課程および博士課程を修了し、昭和四一年に同研究科から「フランスにおける労働災害の概念」により法学博士の学位を授与された。

昭和三九年に東京大学法学部助手になり、同四二年に北海道大学助教授として赴任され、同四五年に教授となられた。その間に昭和四二年から二年間フランス政府給費留学生としてフランスのグルノーブル大学に留学し、また昭和五九年から一年間文部省在外研究員としてフランスのパリ大学で在外研究に従事された。フランス法の豊富な知識に裏打された労働法及び社会保障法の研究は、学界だけではなく立法の動向にも強い影響を与えている。

学部の運営については、昭和六年四月から評議員をつとめ、その後同六一年一二月から六三年一二月まで学部長として活躍された。また、大学行政についても、平成七年四月から同九年

三月まで副学長の重責を果された。法学部及び大学運営に対する寄与は多大なものがある。

また、社会活動についても全国的なレベルで労働及び厚生関係の政策形成や立法に多大の貢献をされた。その一部だけを紹介しても、厚生省関係では、老人保健制度研究委員、パート労働者に対する医療年金保険に関する検討会座長、労働省関係では、労働者災害補償保険審議会会長、障害者雇用審議会会長代理、労働基準法研究会労働時間法制部会座長、中小企業退職金共済審議会会長代理等をされている。最近の労働政策のすべてに関与しているといっても過言ではない。北海道においても、地方労働基準審議会会長等として労働行政に多大の貢献をされている。さらに、日本労働法学会及び日本社会保障学会の理事を長期にわたって兼任され、両分野に造詣の深い研究をされて学界の発達に大きく寄与された。

1　保原教授の研究業績

保原先生は、一貫して労働災害および安全衛生の法理を中心に研究をされてきた。基本的な研究とともにその時々の立法的課題についても、研究者として具体的な立法作業に関与されている。それだけ、厚みとバランスのとれた業績となっている。同時に、フランスの組合活動の法理や解雇についても多くの業績を残している。さらに、労働法全般についても、シャープな問題提起をしており、未だ解明されていない問題も少なくない。以下では、主要論点毎に保原先生の研究業績を紹介したい。

(1)　労災・安全衛生の法理

労災や安全衛生は、すべての労働者が直面する問題であるにもかかわらず、それに関する法理については必ずしも十分に知られていない。保原先生が花見忠教授（上智大学）とともに編集した、労災補償・安全衛生五〇講（一九七五年、有斐閣）は、この分野における正確で分りやすく、かつ実務をふまえた概説書として高い評価を得ている。同様な評価は、山口浩一郎教授（上智大学）および西村健一郎教授（京都大学）とともに編集して出版された、労災保険・安全衛生のすべて（一九九八年、有斐閣）についてもいえる。

労災補償の基本法理は、保原先生のライフワークに他ならず、「労災補償法の問題点」ジュリスト二九八号（一九六四年）、「業務上・外をめぐる問題」新労働法講座八巻（一九六七年、有斐閣）、「労災補償の法理論―文献研究　日本の労働法学一六」

季刊労働法九九号（一九七六年）、「職業病の認定と安全対策」ジュリスト六三七号（一九七七年）、「労災補償制度と不法行為責任」ジュリスト六九一号（一九七九年）、「労災保険給付と損害賠償との調整」ジュリスト七四〇号（一九八一年）等多様な視点からの研究がなされている。その集大成ともいうべきは、「労災補償責任の法的性質」現代労働法講座一二巻（一九八三年、総合労働研究所）であり、諸外国の多様化する労災補償の在り方をふまえ、不法行為システム、災害保険システム、社会福祉システムの観点から原理的な考察を行っている。結論として、「災害保険システムとしての労災保険は、できるだけ維持されるべきである。このシステムにおける使用者の保険料支払義務の根拠は、使用者が労災の原因者であることに求められるが、原因者が自己の費用を負担すべき理由は、人々の公平の観念と最安価損害回避者としての地位に求められる。その場合、労災保険給付に損害填補、生活補償のいずれの目的を認めるべきか議論があるが、右の給付はその二つの目的を合せもっているものであり、二者択一の関係にあるのではない。同様に、労災保険法は、労働法的な性質と社会保障法的な性質を兼ねそなえているというべきであって、二つの法領域の境界線上に位置付けられるべきである。給付の技術的側面に注目すれば、社会保障法に属する他の立法と共通の要素が多いということができよう」と基本的な視点を明らかにしている。

わが国の労災補償制度の問題点として、通勤途上の災害に対する補償がないことがあげられていた。この通勤災害に関する保険給付は一九七三年に導入されたが、先生はこの通勤災害制度の成立に関与するとともに次のような研究を発表されている。「フランス法における通勤途上の災害」法学協会雑誌八四巻二号（一九六八年）では、一八九八年法上の労災概念との関連や通勤災害制度を導入した一九四六年法の内容について、裁判例および学説をふまえて詳細に紹介している。また、わが国における制度の形成過程における主要論点たる、通勤災害を労災とみなすべきか否かの論争については、「通勤途上災害の業務上・外論争―「報告書」はなぜ棚上げしたか」季刊労働法八六号（一九七二年）において、また、「通勤途上災害における経路の逸脱中断について」石井照久先生追悼論集・労働法の諸問題（一九七四年、勁草書房）では、通勤経路の逸脱・中断後に保護がなされないことを、「寄り道」は労働者の通勤に通常伴うものとして、わが国制度の欠陥として指摘している。

いわゆる過労死問題が注目されるにしたがって、企業の健康管理体制の在り方も多様な角度から議論され始めている。先生

はこの分野においても、「産業医制度の課題」外尾健一先生古稀記念・労働保護法の研究（一九九四年、有斐閣）、「産業医をめぐる法律問題」日本労働法学会誌八六号（一九九五年）、「健康診断と法的問題」労働法学研究会報二一三五号（一九九八年）の先駆的な研究を発表している。とりわけ、先生が総論をまとめるとともに全体の編集をした　産業医制度の研究（一九九八年、北大図書刊行会）は、北大の社会保障法研究会を中心とするメンバーにより、産業医活動の実際や産業医の法的地位、労働者のプライヴァシー保護との関連及び比較法的（ドイツ、フランス、アメリカ、イギリス）な考察等がなされており、労働者保健の在り方を考えるための必読文献とされている。

(2)　労働基準及び労働者に対する社会的サポートの法理

労働形態や就業構造の多様化にともない労働基準法はしばしば改正され、また労働基準関係の新立法がなされている。先生は、これらの改正にも研究会の座長等として関与し、各立法の背景、論点、課題につき周到な研究を発表されている。「労働基準法の将来」ジュリスト七三一号（一九八一年）は、労使関係の変動をふまえて労基法全体の将来展望を論じたものである。

労働時間短縮との関連では、「労働時間制のあり方」ジュリスト一〇〇〇号（一九九二年）において、時短の目的、経済効果、法規制の動向について論じている。パート労働者については、その実態については「スーパー・外食産業におけるパートタイム労働者の実態と問題点」季刊労働法一三六号（一九八五年）を、また、社会保険の適用関係については、「パート労働者への社会保険等の適用」ジュリスト一〇二一号（一九九三年）を発表されている。後者では、厚生省「パート労働者に対する医療年金保険に関する検討会報告書」をふまえて、基本的論点として専業主婦の社会保険料負担の問題があると指摘されている。さらに、介護休業法については、「介護休業法制の検討（上）（下）」ジュリスト一〇六四号、一〇六五号（一九九五年）において、高齢社会の到来に対し家族が適切に対応できず、また介護施策も不十分であることから介護休業制度が必要になった経緯および介護休業法案の内容を解説している。いずれの論説も、制度の形成過程を正確に認識するうえで有益であるとともに、制度の問題点にも目配りをしているので、将来の制度変更にとっても示唆的な内容となっている。

(3)　整理解雇を中心とする解雇の法理

現在、未曾有の不況の影響によって裁判所で争われる解雇や

退職強要事件が急増している。先生は、わが国の解雇、とりわけ整理解雇法理の形成についても強い影響を与えた。

まず、フランスにおける解雇法理の展開については、「フランスの解雇の法理に関する一考察」日本労働協会雑誌一八九号（一九七四年）において、一九七三年制定の「期間の定めのない労働契約の解約告知に関する法律」で提起された、解雇事由とその立証及び濫用的解雇に対する救済という基本的な問題を論じている。また、「行政官庁による経済的解雇の承認と司法裁判所の審査権―フランス法における整理解雇規制の手続的側面に対する一考察」北大法学論集三一巻三＝四号（下巻）（一九八一年）では、合理化にともなう解雇につき行政官庁の事前承認を義務づけた一九七五年法に関するホットな論点、すなわち司法裁判所の審査権の有無・範囲、事前承認手続の対象等について考察している。以上の他に、「フランス法における経済的理由による解雇の規制」季刊労働法一一三号（一九七九年）、「諸外国における整理解雇の規制」日本労働法学会誌五五号（一九八〇年）がある。さらに(4)において紹介するフランスにおける組合活動権をめぐる論文においても差別的解雇の認定、救済の在り方が論じられている。

次に、わが国の解釈論との関連においては、「整理解雇をめぐる判例の法理（一）―（七）」判例評論二七五、二七七、二七八、二九七、二九八、三〇〇、三〇三号（一九八二―一九八四年）がある。この長大な論文は戦後から昭和五五年までの整理解雇をめぐる裁判例を詳細に分析し、判例法理といわれる整理解雇のいわゆる四要件の形成と動揺について明らかにしたものである。同一事案において裁判所によって判断が異なった例を詳細に検討しているという特徴も有するので、全体の傾向とともに個別事案の問題点をも適切に理解できる内容になっている。整理解雇法理研究のための必読文献と評価されている。先生は、とりわけ、四つの要件のうち、整理解雇の必要性と解雇回避措置の要件を一体のものとして把握すべきこと、また、その具体的基準として「企業の経常利益がマイナスとなり、整理解雇以外の方法で、当面その解消が期待できない場合には、必要な範囲で、整理解雇の必要性を認めるべきである。ただし、短期雇用者については、やむを得ない事由により剰員が生じたことをもって足る」ことを指摘しており、その後の判例法理に強い影響を与えている。

(4) 労使関係の法理

組合活動法理に関する比較法的研究は困難である。法律論だ

けではなく、労使関係や労務管理の実態、さらに労働をめぐる文化・哲学についても深い理解が必要とされるからである。先生は、留学、在外研究を通じて流動するフランスの労使関係および法の動向をビビッドに紹介し、日本法にとっても示唆的な議論を随所で展開している。

「フランスの企業内における組合活動」日本労働協会雑誌九一号（一九六六年）は、一九六〇年代初頭において展開した、企業内組合活動を法認すべしという一連の動向の背景を論じたものである。この動きが一九六九年に施行される「企業内の組合活動に関する法律」へと結実する。「フランスの企業内の組合活動に関する法律（上）（下）」日本労働協会雑誌一二〇、一二一号（一九六九年）は、労働者の企業参加を進める布石となった同法の背景、内容を検討したものである。その後一九八二年に、より本格的に労働者の職場内における権利を保障したオルー法が成立する。「オルー法とフランス労働法の新展開」日本労働協会雑誌三〇二号（一九八四年）は、同法の内容、とりわけ労働者の意思表示権、労働者代表機関の強化、団交義務の法定等につき論じたものである。

以上がフランス労使関係法の最近の動向を時系列的にフォローしたものとすれば、「フランス法における職場占拠」久保敬治教授還暦記念論文集・労働組合法の理論課題（一九八〇年、世界思想社）と「フランス法における不当労働行為」外尾健一編・団結権侵害とその救済（一九八五年、有斐閣）は、労使関係法上の主要論点を考察したものである。前者は、一九六八年五月事件以来日常化した職場占拠に関する法的問題を検討したものである。後者は、一九八二年のオルー法以後の労使関係法の展開を、従業員を代表する者に対する解雇の規制と団交義務に焦点を合せて論じている。歴史的経緯や労使関係の実態をふまえた法理の検討は日本法にとっても示唆的な内容になっている。

ところで、労使関係の法理については、労働法学界に強いインパクトを与えた下井隆史教授と山口浩一郎教授との共著・労働法再入門（一九七七年、有斐閣）、論点再考労働法（一九八二年、有斐閣）を忘れることはできない。この両著は、「知的誠実さを失うことなく、しかし自由に思考し縦横に論じる」という視点からわが国の労使関係法理につき徹底的な論争を挑んだものである。団結権の在り方、組合の自己責任と不当労働行為法理、ユニオンショップ協定違法論等は、その後の学説に強い影響を与えている。また、司法救済の法理や組合はどのような意味で組合員を代表しているのか等、いまだに解明されていないテーマも少なくない。ただ、残念ながら一九八〇年代から

労働組合の力量が低下するとともに組合法の研究も下火になった。そのために、ここでの論争がその後の学説の展開に十分生かされていない部分も残されている。

2　保原教授の教育業績

保原先生は、法学部においては労働法、社会保障法、フランス語等を講義するとともに演習を担当された。また、法学研究科や環境科学研究所では、大学院の講義を担当された。社会的な豊富な経験と知識に支えられた講義は、明快でありバランスのとれた内容と高い評価を得ている。とりわけ、その分野の初心者に対しては噛んで含めるような教え方には定評があり、法学や社会科学の目が開かれた学生は少なくない。

また、下井隆史教授（前北海道大学教授、その後神戸大学教授を経て現在大阪学院大学教授）とともに北海道の社会法学研究のレベルを向上させるとともに多くの研究者を養成した功績も特筆されるべきである。北海道には、大和哲夫教授（前北海学園大学学長）が主催する労働法研究会があったが、保原先生の赴任後は北大が研究の中心となり、労働判例研究会、社会保障法研究会がほぼ毎週開かれた。保原先生は、両研究会の主催者として議論をリードするとともに、自由に議論をするという伝統を確立した。両研究会では、多様な参加者により活発な論議がなされており、さらに全国の研究会とのネットワークを形成しつつある。この良き伝統は、保原先生の幅広く人を受け入れる性格や高い見識に負うところ大である。

この両研究会からは、保原門下生ともいうべき多くの研究者が輩出しており、現在では北大は社会法研究の一つの潮流を形成し始めているといえる。労働法については、道幸哲也（北海道大学）、小宮文人（北海学園大学）、坂本宏志（札幌国際大学）、約仕憲一郎（北海道情報大学）等を、社会保障法については、加藤智章（新潟大学）、菊池馨実（大阪大学）、倉田聡（北星学園大学）、片桐由喜（小樽商科大学）等を、また環境法等の領域では、加藤峰夫（横浜国立大学）、一之瀬高博（獨協大学）、光武幸（札幌学院大学）、鄭朝燦（佐賀大学）等をあげることができる。また、江口隆裕（厚生省）、島田陽一（早稲田大学）、良永弥太郎（熊本大学）、石橋敏郎（熊本県立大学）、渡辺賢（帝塚山大学）、石黒匡人（小樽商科大学）、本久洋一（小樽商科大学）等、研究会において、保原先生から懇切な指導を受け、現在でも研究会のメンバーとして活躍している研究者も多い。

保原喜志夫教授の履歴

昭和一〇年五月一一日　仙台に生まれる。
昭和三四年三月　東北大学法学部卒業
昭和三九年三月　東京大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学
昭和四一年九月　同課程修了、法学博士（東京大学）
昭和三九年四月　東京大学法学部助手
昭和四二年四月　北海道大学法学部助教授
昭和四五年八月　北海道大学法学部教授、現職
（主として、労働法及び社会保障法の講義及び演習を担当）
昭和五二年四月～平成六年三月　北海道大学大学院環境科学研究科教授兼任
昭和六一年一二月～昭和六三年一二月　北海道大学法学部長
平成七年四月～平成九年三月　北海道大学副学長

学会及び学外委員

昭和四五年（一九七〇年）以来、約三〇年間にわたって下記のような役職を兼任された。すでに終了したものもあるが、その多くは現在も継続中である。

一　学会関係
日本労働法学会理事
日本社会保障法学会理事
日本労使関係研究協会理事

二　文部省関係等
大学設置審議会専門委員
国立大学協会第四常置委員会委員
大学基準協会専門委員

三　労働省関係
労働者災害補償保険審議会会長
障害者雇用審議会会長代理
中小企業退職金共済審議会会長代理

労働基準法研究会労働時間法制部会会長
通勤途上災害調査会委員
北海道労働基準審議会会長

四　厚生省関係

老人保健制度研究会委員
パート労働者に対する医療年金保険に関する検討会座長

保原喜志夫教授の業績

I　著書

一九七五　労災補償・安全衛生五〇講（有斐閣）　花見忠と共著
一九七七　労働法再入門（有斐閣）　下井隆史、山口浩一郎と共著
一九八二　論点再考労働法（有斐閣）　下井隆史、山口浩一郎と共著
一九九八　産業医制度の研究（北海道大学図書刊行会）　編著

II　論文

一九六四　労災補償の問題点　ジュリスト二九八号
一九六六　フランスの企業内における組合活動――その法的評価――　日本労働協会雑誌九一号
一九六七　業務上・外をめぐる問題　『新労働法講座　八』（有斐閣）所収
　フランス法における通勤途上の災害　法学協会雑誌八四巻二号
一九六九　フランスの企業内の組合活動に関する法律（上）（下）　日本労働協会雑誌一二〇、一二一号
　フランスにおける労使関係――企業内の制度とその運用の実態　日本労働協会雑誌一二五号
一九七二　通勤途上の業務上・外論争――「報告書」はなぜ棚上げしたか　季刊労働法八六号
　フランスにおける通勤途上災害の補償　ジュリスト五一八号
一九七三　職業性疾病における使用者の過失の推定　ジュリスト五三八号
一九七四　フランスの解雇の法理に関する一考察　日本労働協会雑誌一八九号

期間の定めのない労働契約の解約告知に関し、労働法典を改正する一九七三年七月一三日の法律（フランス）　日本労働協会雑誌一八九号

一九七五　通勤途上災害における経路の逸脱中断について　石井照久先生追悼論集『労働法の諸問題』（勁草書房）所収

一九七六　労災補償の法理論　季刊労働法九九号

一九七七　職業病の認定と安全対策　ジュリスト六三七号

一九七九　労災補償制度と不法行為責任　ジュリスト六九一号

フランス法における経済的理由による解雇の規制　季刊労働法一一三号

一九八〇　諸外国における整理解雇の規制　日本労働法学会誌五五号

フランス法における職場占拠　久保敬治還暦記念『労働組合法の理論課題』（世界思想社）所収

労働組合法五条の解釈　『注釈労働組合法上巻』（有斐閣）所収

一九八一　労働基準法の将来　ジュリスト七三一号

行政官庁による経済的解雇の承認と司法裁判所の審査権――フランス法における整理解雇規制の手続き的側面に対する一考察――　北大法学論集三一巻三・四合併号下巻

労災保険給付と損害賠償との調整　ジュリスト七四〇号

急性脳死・心臓死の業務上外認定をめぐる行政解釈と判例の齟齬　季刊労働法一二一号

一九八二　クロム肺ガンと使用者の責任　ジュリスト七五八号

整理解雇をめぐる判例の法理一　判例評論二七五号

一九八三　整理解雇をめぐる判例の法理二、三、四、五　判例評論二七七、二七八、二九七、二九八号

労災補償責任の法的性格　『現代労働法講座（12）労働災害・安全衛生』（有斐閣）所収

一九八四　整理解雇をめぐる判例の法理六、七完　判例評論三〇〇、三〇三号

オルー法とフランス労働法の新展開　日本労働協会雑誌三〇二号

一九八五　フランス法における不当労働行為『団結権審議とその救済――不当労働行為制度の比較法的考察』（有斐閣）所収

スーパー・外食産業におけるパートタイム労働者の実態と問題点（第三次産業と労働問題・労働法制〈特集〉）　季刊労働法一三六号

一九九二　労働時間制のあり方（新世紀の日本法――GLOBAL 時代の針路〈特集〉）　ジュリスト一〇〇〇号

労働基準法改正の動向と論点――ホワイトカラーの時間管理のあり方とともに（ホワイトカラーの人事革新〈特別資料号〉）　労働法学研究会報四三巻四六号

一九九三　パート労働者への社会保険等の適用（パートタイム労働の現状と課題〈特集〉）　ジュリスト一〇二一号

パート労働者への社会保険等の適用をめぐる問題〈論評〉　週刊社会保障一七五五号

外国人労働者と社会保障（国際化と産業保健〈特集〉）　公衆衛生五七巻五号

労災補償審議会――小委員会報告と労災認定の当面の問題点――（過労死認定基準の見直し等を中心に）　労働法学研究会報一九〇九号

一九九四　産業医制度の課題　『労働保護法の研究　外尾健一先生古稀記念』（有斐閣）所収

一九九五　介護休業法制の検討（上）（下）　ジュリスト一〇六四、一〇六五号

Ⅲ　判例研究

一九六三　解雇された大学教授につき、他大学の兼任教授として収入を得、また著書の印税などによる臨時収入を得ていることなどから賃金の仮払いの必要性なしとされた例　ジュリスト二七一号

使用者は、労災保険給付をなすべき旨の決定につき、業務上の災害ではないことを理由として労災保険法三五条一項による審査請求ができるか　ジュリスト二七八号

一九六四　木材業者に雇用され、自己の所有する馬ぞりで伐材の搬出作業に従事する馬ぞり夫が作業終了後右馬ぞりを操作して帰宅する途上でこうむった災害は、労働災害ではない　ジュリスト三〇二号

いわゆる「マ書簡」は、当該者をその者の抱く思想内容の故に追放を命じたものではなく、攻撃的破壊

的行動のあった者のみの追放を命じたにすぎない　ジュリスト三一二号

一九六五　就業規制中の「懲戒解雇は行政官庁の認定を得て後行う」旨の条項と労働基準法二〇条　ジュリスト三二四号

現職復帰およびバックペイを命じた救済命令中、賃金相当額の支払いの部分についてのみ命じた緊急命令の例　ジュリスト三三六号

一九六六　木立の伐採、運搬を業とする会社にトラック運転手として雇われた者が、伐材運搬におもむく途中で同乗の助手（無免許）に運転を委ね、荷台に乗車中転落死亡したことが業務上の災害にあたるとされた例　ジュリスト三六四号

一九六七　慢性の内蔵疾患による勤務成績不良を理由とする解雇が認められなかった例　ジュリスト三七八号

一九七〇　夫婦の別居を伴う転勤命令の効力　ジュリスト四六五号

労働基準法七九条にいう「業務上死亡した場合」にあたらないとされた例　民商法雑誌七三巻一号

地方公営企業の争議におけるピケの正当性　季刊労働法七八号

一九七一　現業公務員の勤務関係を争う場合の訴訟形式　判例評論一五〇号

一九七二　建築現場付近で元同僚に殴られた大工の死亡が業務外とされた例　ジュリスト五〇二号

一九七三　使用者は労働者との雇傭契約上の義務として右契約関係特有の労働災害による危険に対して労働者を安全に就労させるべき安全保障義務を負う　判例評論一七五号

一九七五　社用ゴルフ参加途上の会社専務の事故死と業務上・外の判断――高崎労基署長事件を中心に――　労働判例二二〇号

一九八〇　形式的には障害等級表の二個の等級に該当するが、実質的には一個の障害にあたると評価すべき例　判例評論二五四号

一九八二　診療録等は民訴法三一二条三号前段の利益文書にあたるか　季刊労働法一二五号

一九八三　労働協約に基づく「勁肩腕症候群総合精密検診」の受診拒否等を理由とする戒告処分が無効とされた例　ジュリスト七八八号

労働災害により死亡した者の得べかりし普通恩給の喪失は損害賠償請求の原因となるか（最判昭五九・一〇・九）　判例評論三一八号

年末休暇中の寮火災による精神薄弱の労働者の死亡事故と会社の安全配慮義務　ジュリスト八四九号

一九八六　労災における国の監督責任――植田マンガン事件大阪高裁判決　ジュリスト八六〇号

一九八七　労災保険法施行前に従事したベンジジン製造業務を原因として同法施行後に発病した膀胱ガン等の疾病は労災保険給付の対象となる――和歌山労基署長事件　判例評論三四四号

一九八八　通勤災害の保護　ジュリスト九〇〇号

一九八九　夏休み一ヵ月の年休申請を使用者は拒否することができないとされた例　労働法令通信四二巻五号

一九九〇　自動車工場の機械工に対するコンベアーライン単純作業への配転命令の当否――日産自動車配転事件――　ジュリスト九四九号

一九九三　労災保険法施行前に従事したベンジジン製造業務を原因として同法施行後に発病した膀胱ガン等の疾病は労災保険給付の対象となる――和歌山労基署長事件（最判平五・二・一六）　ジュリスト一〇二七号

Ⅳ　解説

一九六六　事業場の附属寄宿舎の概念　労働基準実例百選（別冊ジュリスト）

寄宿舎の自治と使用者の管理権　労働基準実例百選（別冊ジュリスト）

解雇役員と専従休暇　月刊労働問題九二号

一九六七　合意解約　新版労働判例百選（別冊ジュリスト）

一九六八　労働組合内部の問題②フランス　日本労働協会雑誌一一四号

一九七〇　通勤途上の災害　日本労働法学会誌三六号

一九七一　労災法制の問題点　ジュリスト四七二号

一九七三　通勤途上災害補償保険法（案）に関する実務上の留意点　労働判例一八一号

通勤災害と労働災害　法学教室三号

一九七七　通勤災害　新労働基準実例百選（別冊ジュリスト）

天災地変その他による災害　新労働基準実例百選（別冊ジュリスト）

職業病の認定と安全対策　ジュリスト六三七号
労働災害と元請・下請の賠償責任　社会保障判例百選（別冊ジュリスト）
労災補償と慰謝料　社会保障判例百選（別冊ジュリスト）
労働災害と過失相殺　社会保障判例百選（別冊ジュリスト）
一九七八　業務上の認定　労働法の判例第二版（別冊ジュリスト）
一九七九　六・一三労働時間短縮通達　日本労働法学会誌五三号
一九八〇　公務員に対する安全配慮義務　行政法の争点（ジュリスト増刊）
フランスの労災補償(1)～(5)　労働法学研究会報一三三六、一三三七、一三四四、一三四五、一三五四号
経済的事由による解雇に関する一九七五年一月三日の法律（資料）　日本労働協会雑誌二六〇号
一九八一　納金スト　労働判例百選第四版（別冊ジュリスト）
労働契約の合意解約――雅叙園事件　労働判例百選第四版（別冊ジュリスト）
一九八五　ワッペン着用と録音業務の遅延　マスコミ判例百選第二版（別冊ジュリスト）
フランスの国立労働条件改善機構について(1)(2)　労働基準三七巻九、一〇号
一九八六　男女雇用機会均等法　新法学案内'86（法学教室増刊）
労災補償と裁判　月刊ろうさい三七巻七号
天災地変その他による災害　労働基準実例百選第三版（別冊ジュリスト）
一九八七　通勤災害　労働基準実例百選第三版（別冊ジュリスト）
通勤災害　ジュリスト九〇〇号
一九八八　天災地変その他による災害　改正労働基準実例百選（別冊ジュリスト）
通勤災害　改正労働基準実例百選（別冊ジュリスト）
一九八九　フランスと西ドイツの労災補償(1)（フランス）　月刊ろうさい四〇巻八号
第三者の強制――山恵木材事件　労働判例百選第五版（別冊ジュリスト）
一九九〇　通勤途上災害　労働法の争点新版（別冊ジュリスト）
安全衛生と労働災害　萩原・山口編『労働法読本』（有斐閣）所収
一九九一　損害賠償と社会保障給付　社会保障判例百選第二版

（別冊ジュリスト）
業務上の意義　社会保障判例百選第二版（別冊ジュリスト）
フランスの産業医制度――解説と関係条文の翻訳――　産業医学レビュー四巻三号
老人保健法改正と老人保健制度研究会報告　週刊社会保障一六三七号
一九九二　フランスにおける産業医の実情と問題点　産業医学レビュー五巻一号
「産業医のあり方に関する検討会報告書」要旨　ジュリスト一〇〇三号
産業医制度の改善――職場の健康管理の充実に向けて――　週刊社会保障一六九四号
フランスの労働時間の実情とその背景　北海道の労使の焦点シリーズ七（北海道地方生産性労使会議）
労働時間法制改正の方向――労基法研究会報告をふまえて（論壇）　週刊法律新聞一〇七五号
一九九五　日本労働法学会シンポジウム「産業医をめぐる法律問題について」　産業医学ジャーナル九五―一八―五
一九九七　長時間労働と自殺との相当因果関係と安全配慮義務　重要判例解説　ジュリスト一一一三号
一九九八　自殺が長時間労働によるうつ病の結果であるとして損害賠償請求が認められた例　月刊ろうさい三月号

V　学会報告、シンポジウム、座談会、講演等

一九七二　座談会「通勤途上災害の保護」　ジュリスト五一八号
一九八〇　シンポジウム「整理解雇の法理」　日本労働法学会誌五五号
一九八二　座談会「クロム労災判決の問題点」　ジュリスト七五八号
講演「労働災害をめぐる法律上の問題点」　一九八二年度全国労働安全衛生大会特別講演
一九八三　講演「労災補償と労災民訴をめぐる諸問題」　安全三四巻一号
学会報告“New Forms and Aspects of Atypical employment Relations in Japan”　国際労働法・社会保障学会第二回アジア地域会議
一九八五　学会報告“New Forms and Aspects of Atypical em-

ployment Relations in Japan”　第一一回国際労働法・社会保障学会総会（カラカス）

一九八九　座談会「調停の概念と制度」第二回日仏法学共同研究集会　ジュリスト九二九号

一九九二　座談会「産業医のあり方に関する検討会報告書をめぐって――産業医の顔が見える制度をめざして――」特集・産業医制度の改善　ジュリスト一〇〇三号

シンポジウム「労使紛争の解決システム」　日本労働法学会誌八〇号

一九九四　講演「労働安全と労災保険」　日本整形外科学会

一九九五　日本労働法学シンポジウム報告「産業医をめぐる法律問題」　問題の所在および議論の総括

講演「労災保険と損害賠償のしくみ」　産業医科大学

講演「ホワイトカラーの労働時間――日本と欧米」日本新聞協会同友会

一九九六　講演「産業医をめぐる法律問題」　日本医師会

Ⅵ　翻訳

一九六五　パーナー・カーシュ「労働運動の輸出可能性――日米人物交流計画――」（岡本秀明共訳）　日本労働協会雑誌七六号

一九六六　フランスの企業内における組合活動に関する法案および若干の協約例　日本労働協会雑誌九一号

一九八〇　フランスにおける経済構造の変革と団体交渉の変容　北大法学論集三一巻二号

一九八三　「雇用保障」、「ヨーロッパの個別的雇用契約のモデル」（小宮文人共訳）R．ブランパン編・花見忠覧訳（日本労働協会）

一九八四　オルー法と改正労働法（フランス）一、二、三、四（資料）

日本労働法協会雑誌三〇四、三〇五、三〇六、三〇七号

一九八五　オルー法と改正労働法（フランス）五、六、七（資料）

日本労働協会雑誌三〇八、三〇九、三一〇号

一九八六　ルノー公団公社事業場就業規則　日本労働協会雑誌三三〇号

一九九二　フランスの労災補償法制等に関する調査研究報告書

（共訳と解説）　労災補償研究会平成四年

Ⅶ　書評

一九七八　有泉亨先生古稀記念『労働法の解釈理論』　日本労働協会雑誌二二九号

一九八八　西村健一郎『労災補償と損害賠償』　日本労働協会雑誌三五一号

一九九一　P．ロザンバロン『労働組合の課題』　日本労働研究雑誌三七六号

一九九三　労働省労政局労働法規課編著『フランスの労使関係法制』　世界の労働四三巻二号

Ⅷ　時評、随想等

一九八四　パリ便り1移民とフランス人（海外通信）　日本労働協会雑誌三〇五号

パリ便り2パリの暮らしのアラカルト（海外通信）　日本労働協会雑誌三〇六号

パリ便り3公務員スト見聞記（海外通信）　日本労働協会雑誌三〇七号

一九九一　フランス人のバカンスと労働時間――六週間の休暇をとるマドモアゼルの国（一八〇〇時間への挑戦――休まぬ者、働くべからず〈時短総特集〉――海外編）　エコノミスト六九巻五四号